

答弁書第五号

内閣参質第五号

昭和二十七年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員千田正君提出平和條約の発効に伴う特定資産の処置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員千田正君提出平和條約の発効に伴う特定資産の処置に關する質問に対する答弁書

一 本邦為替管理の建前からいえば、本邦通貨で表示された有価証券、小切手、債務証券等の輸入を無制限に許可するわけには行かないが、連合国によつて留置清算せられない日本國民のこれら財産で従來その輸入若しくは支拂等が制限されていたものについては、当該国と條約が発効した後にはできる限りその制限を解除し若しくは緩和したいと考えている。しかしながら、この場合にも具体的な制限の解除若しくは緩和に當つては個々の事例についてその実情を確認した上これを行うこととし、かかる制限の解除若しくは緩和を惡用して本來の為替管理の建前をみだすことのないように措置することが必要であると考へている。

二 軍票、その他本邦通貨以外の通貨で表示された請求權については、連合国による留置清算の対象から除外されるか否か疑問である。除外された場合の日本内地への輸入及び支拂については、軍票及び旧占領地通貨を除き、前記一と同様に取り扱うつもりである。

(一) 外地に本店を有する閉鎖機關の在外債務の弁済の順位は、当該機關の本邦内における一般債務に次ぐもので社債の弁済及び株主への配分に優先する結果となる。

(二) 外地に本店を有する閉鎖機關の外地勤務社員の本拂給與、退職手当、身元保証金、社員貯金、預け金等については、それらがその機關の本邦内の店舗に係る債務である場合、既に国内債務として弁済の対象となつてゐるが、外地の本店その他の營業所に係る債務である場合は、原則として(一)の趣

旨に従い、処理することとなる。

現在税関において保管中の証券等は、條約発効後すみやかに所有者に返還する準備をすすめているが、税関の事務上の関係もあり、実際に所有者に返還されるのは本年度末頃になる見込である。

なお、返還された証券等をそのまま有効として取り扱うか否かについては、現在においては確答し得ない。